第１号議案

地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

（東　海）

都市自治体が厳しい財政状況の中、地域特性や住民ニーズに即応し、個性豊かで魅力と活力に満ちた地域社会を形成し、様々な行政課題に的確に対応していくためには、自らの政策を自らの財源で実施できるよう地方分権改革の更なる推進と地方行財政の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．多様な大都市制度の早期実現について

現在の指定都市の人口規模は、およそ７０万人から３７０万人と差が大きく、また人口急減地域を含む指定都市が存在するなど、大都市は多様化しているものの、現行の指定都市制度は、施行から約７０年が経過した今もなお基本的には変わっておらず、都市の特性に応じて柔軟に行政サービスを提供できる制度ではない状況にある。

このため、広域自治体として道府県が指定都市の市域において実施している事務と、基礎自治体として指定都市が担っている事務を統合し、住民に身近な基礎自治体が一元的に担うことで、効率的かつ機動的な都市経営の実現を可能とする「特別市」制度を法制化すること。

２．国の重要な制度改正における地方との協議及び影響検証の充実について

食料品消費税率の引下げ、ガソリンの暫定税率廃止、高校教育無償化など国の重要な制度改正に当たっては、地方への影響を十分検証・公表するとともに、地方の意見を丁寧に聴取・反映し、財源措置を含めた十分な協議を経た上で制度化を図ること。

３．地方財政の充実強化について

(1) 厳しい財政状況下においても適時適切な行政サービスを推進するため、物価上昇下における地域経済対策や、行政デジタル化等の国の戦略に基づく施策に対する財政支援を継続・拡充すること。

(2) 国の政策により実施する事業及び国が行う制度改正等に基づく事業に対する地方の財政負担分については、地方交付税措置ではなく、地方負担が発生しない国庫補助金等の財源補填の仕組みを構築すること。

また、その構築に当たっては、国庫補助金等の財政力指数による補助率の割落しや嵩上げ制限を行わないこと。

(3) 所得税や消費税等の税制改正などにおいて、経済対策等の政策的な減税措置を講じる場合は、地方財政に影響を及ぼすことがないよう、都市自治体の減収に対し、国の責任において、直接的・恒久的な方法により代替財源を確保するなど、確実な財政措置をとること。

(4) 消費税は、社会保障サービスを安定的に提供する財源として位置づけられていることを踏まえ、税率を引き下げる場合には、代替財源を確保するなど、地方財政に影響が生じないよう十分な措置を講じること。

(5) ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(6) 固定資産税（償却資産）還付加算金は、納税者の申告誤りに起因する場合であっても支払わなければならず、正しく申告した納税者との間に不公平が生じ、また都市自治体に過剰な財政負担となっているため、現行制度の課題等を早期に整理し、申告誤りによる場合は還付加算金を付けないなど、早期に制度を見直すこと。

(7) 米国の関税措置に伴い、法人住民税や個人住民税の減収、また法人事業税交付金や地方消費税交付金等の減等が考えられるが、住民生活を犠牲にすることなく住民サービスを継続していくため、状況変化を注視の上、機動的かつ柔軟に各自治体への減収補填や地域経済への支援等を実行すること。

(8) 地方法人税については地方交付税の財源とされているが、法人住民税法人税割の税率引下げにより、都市自治体が取り組む企業誘致の推進等による地方税収入の確保への効果が小さくなることから、地方法人税の撤廃又は税率を引き下げた上で法人住民税法人税割の税率引上げを図るなど、都市自治体の努力が報われる仕組みを構築すること。

(9) 森林の公益的機能として地球温暖化防止等に資する効果的な施策が推進できるよう、森林環境譲与税の譲与基準について、新たな指標として人口割合を減じ、天然林面積、林野率も配分割合に加えること。

４．特定公的給付の指定手続き期間の短縮について

地方単独事業における給付金等に対する特定公的給付について包括指定を拡充した上で、個別指定の場合は、申請から指定までの期間を短縮すること。

５．公共事業等債の制度拡充について

補正予算が組まれる際の公共事業等債については、充当率１００％かつ、交付税措置についても元利償還金の５０％を基準財政需要額に算入することができるなど、極めて重要な財源保障となっているため、令和９年度以降の当初予算における公共事業等債については、全て補正予算債と同等の条件で措置すること。

６．公営企業経営改善特例債制度の充実について

公営企業経営改善特例債を活用した経営改善の取組が全国で着実に進むよう、地方財政計画及び地方交付税制度において適切な措置を講じること。

7．石油系燃料等の価格高騰・供給逼迫対策について

中東情勢の緊迫化等に伴う石油系燃料等の価格高騰及び供給不安に対応するため、燃料価格の安定化や安定供給の確保に向けた対策を行うとともに、燃料依存度の高い中小企業等の経営安定と産業構造転換を図るため、省エネルギー設備、代替燃料、非化石転換設備等の導入に対する支援を強化すること。

8．物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の拡充について

(1) 中東情勢の緊迫化に伴う燃料価格の変動リスクを考慮し、都市自治体がより広範囲かつ手厚い対策を講じることができるよう、交付金総額の大幅な増額を行うこと。

(2) 生活に直結するガソリンや灯油、電気・ガス等の燃料コスト高騰に対する支援措置を強化し、住民及び事業者の負担を直接的に軽減できる柔軟なメニューを拡充すること。

(3) 地域の産業構造やエネルギー事情に応じた対策を迅速に実施できるよう都市自治体の裁量を最大限に尊重した制度設計とすること。また、物価高騰の影響が長期化している現状に鑑み、安定的かつ継続的な財政措置を講じること。

9．地方公共団体情報システム標準化について

(1) 地方公共団体情報システムの標準化移行に係る経費について、過大な負担が生じないよう、定期的な移行経費調査を行い、補助財源の積み増しに努め、補助要望額に対する全額補助を確実に実施すること。

(2) ガバメントクラウドの利用料及びベンダークラウドを選択した場合も含めた運用経費について、現行のシステムと比較して負担が増加した分については国の責任において全額を補助すること。また、財政支援の実施に当たっては、地方交付税措置ではなく、地方負担が発生しない国庫補助金等により行うこと。

(3) ガバメントクラウドのランニングコストが高額である等の事由により、やむを得ずベンダークラウドを選択した場合においても、今後のシステム構築や運用経費等、更には後年度のガバメントクラウドへの移行経費等について、ガバメントクラウドを選択した場合と比較して不利益が生じないよう、必要な経費の全額を確実に補助すること。

(4) 今後、国においてガバメントクラウドを前提とした施策の展開が想定される中、やむを得ずベンダークラウドを選択した都市自治体が、システムの機能・サービス水準・データ連携等において、ガバメントクラウドを選択した自治体と比較して不利益な取扱いを受けることのないよう、国において必要な技術的支援、制度面での対応及び財政措置を講じること。

(5) 特定移行支援システム保有団体が、現行システムの延長利用や過渡期対応を行う

際の経費に対する財政支援を行うこと。また、支援に当たっては、各自治体の必要な移行経費を調査した上で、それに応じた支援をするとともに、その方法においては地方交付税措置ではなく、直接的な補助金等の交付による財政支援等を行うこと。

(6) 各種通知書や納付書、証明書等において、文字サイズの拡大、レイアウトの改善及び必要事項の追記等により、住民や事業者にとって見やすく分かりやすい仕様へ速やかに改善すること。

(7) 住民や事業者の利便性の向上や国・県等への調査報告に必要なデータの抽出機能など、自治体共通で求められる機能について、標準仕様として実装すること。

１０．地域未来交付金に係る予算の確保と制度の充実について

(1) 地域未来交付金については、地域の実情に即した適切な財政措置を継続するとともに、都市自治体にとって更に活用しやすい制度となるよう拡充を図ること。

(2) 地域未来交付金（地域防災緊急整備型）について、避難所の生活環境改善等に資する資機材等を計画的に整備できるよう、将来にわたり安定的かつ継続的に確保すること。

(3) 地域未来交付金（地域未来推進型）については、地域未来戦略の推進に当たり、地域の実情に応じて政策・施策を更に実行できるよう、対象事業分野の拡大により自由度を高める等充実を図ること。また、この交付金を活用する継続事業においては、２年目以降に事業費が増大していくことが見込まれるため、事業を継続的かつ安定的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

(4) 地域未来交付金（拠点整備事業）について、近年の急激な資材費等の高騰により、特にハード整備の費用が急激に上昇している状況を踏まえ、物価上昇に応じた国費の上限額の増額を図ること。

１１．マイナンバーカード関連事務の持続可能な運営に向けた制度改善について

(1) 近年、マイナンバーカード関連の制度改正・運用変更が短期間に繰り返されているため、その都度システム改修や窓口における運用変更等が必要となり、都市自治体の負担が増大している。ついては、マイナンバー制度の持続可能な運営を確保するため、制度の改正・運用変更を行う際には十分な準備期間の確保に配慮するとともに、都市自治体が行う事務手続きの簡素化及び全国で共通となる統一的な運用基準の明確化を図ること。また、都市自治体がマイナンバー関連事務を安定運営できるように必要な人的・財政的支援を行うこと。

(2) 既存のマイナポータルでは、個人番号利用事務に限った通知機能など、一部の機能にとどまっているため、国主導による処分通知等のデジタル化に資する自治体共通のシステムを構築すること。

１２．デジタル社会の実現に向けた財政支援について

(1)「デジタル活用推進事業債」は、国庫補助事業との併用においては、「地域未来交付

金（デジタル実装型)」等に限定されている。そのため地方自治体が他のデジタル化を推進するため幅広く活用できるよう、本地方債における対象事業の範囲を拡充すること。

(2) 地域のデジタル化推進に係る専門的知見を有する人材の確保のため、「市町村におけるＣＩＯ補佐官等としての外部人材の任用に係る特別交付税措置」について、措置率の拡充など実情に即した財政支援を講じること。

(3) デジタルに不慣れな高齢者等を対象としたデジタルリテラシー向上の取組をはじめ、機器の導入やインターネット環境へのアクセス向上など、より多くの住民がデジタル社会に適応できるよう、地域の実情に応じたきめ細かな独自のデジタルデバイド対策を実施する都市自治体の取組に対して財政支援を拡充すること。

１３．地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業の事業実施期間の要件緩和について

既存施設の撤去に対する補助要件である一体的整備に関して、申請時の最小単位が通信設備や放送設備を収容する局舎単位となる場合、１つの局舎内に複数の組合があるなど、申請年度を揃えることが非常に困難であることから、引込線切替工事と同様に局舎整備等の本体整備完了から３年程度の猶予を設けるなど要件を緩和すること。

１４．携帯電話等エリア整備事業の拡充について

地域住民や観光客の利便性向上及び災害時の情報通信手段の確保を図るために、携帯電話等エリア整備事業の補助対象・補助率を拡充するとともに、基地局整備の促進について携帯電話事業者等に強く働きかけること。

１５．地方税共通納税システムに係る手数料について

地方税共通納税システムでの地方税統一ＱＲコードを活用した納付について、収納コストの縮減及び各納付事業者間の手数料の差をなくす観点から、地方税共同機構により各納付事業者との手数料引下げ交渉を進めること。

１６．道府県民税徴収取扱費の増額について

金融機関口座振替等収納に係る手数料、地方税共同機構への負担金、法改正に伴うシステム改修費、各種通知に要する郵送料など、市町村民税・道府県民税の賦課徴収コストの増大に加えて、物価高騰及び賃金上昇により今後もコストが増大する傾向にあることから、道府県にも応分の負担増となるよう、個人道府県民税納税者数に乗じる単価を見直し、道府県民税徴収取扱費を増額すること。

１７．外国人労働者の出国後の税金徴収について

現行の個人住民税の特別徴収制度は、１～５月に退職する者は最終給与等からの個人住民税残額の一括徴収が義務付けられる一方、６～１２月に退職する者は本人の申出がない限り一括徴収が実施されない。賦課期日以降に出国する外国人労働者について、公平な税負担と確実な税収確保の観点から、個人住民税の特別徴収について、退

職時期にかかわらず年間を通じて、最終給与または退職手当等から当該年度の個人住民税額の一括徴収を義務付けるなど、制度の見直しを図ること。

１８．多文化共生施策の推進について

(1) 外国人材が地域社会の構成員として安全・安心かつ公正に社会参画できるよう社会統合政策の推進に必要な法整備を行い、都市自治体が実施する施策に対して柔軟性の高い恒常的かつ十分な財政支援を行うこと。特に法整備に当たっては、多文化共生施策の根幹となる基本法の制定及び施策を総合的かつ一体的に推進する司令塔となる組織を設置すること。

(2) 外国人受入環境整備交付金について、外国人住民の急激な増加や国籍の多様化に対応する自治体の一元的相談窓口の安定的、継続的な運営に支障がないよう、十分に財源を確保し、財政支援を講じるとともに、支援にあたっては外国人人口の規模のみによるのではなく、総人口に占める外国人の割合や地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

(3) 各自治体や地域国際化協会が取り組む地域日本語教育の総合的な体制づくりに必要な教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）について、十分に財源を確保し、財政支援を講じること。

(4) 外国人が限定的なコミュニティに留まることなく、地域社会の担い手として自立・活躍し、より良いキャリアを形成できるよう、日本人との地域交流や日本語学習の必要性を多言語で効果的に発信する啓発事業を、国が主導して実施すること。

１９．戦没者慰霊碑等の安全対策に係る支援の拡充について

老朽化した戦没者慰霊碑等の安全を確保するため、国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金の交付要件を全ての慰霊碑、全ての実施主体とし、補強補修や小規模化も補助対象とするなど支援を拡充すること。

２０．統計調査に係る調査方法の検討及び調査員の確保について

各種統計調査の実施に当たり、調査環境の変化に伴う調査員による実地調査の困難性の拡大、調査員の高齢化、確保難等を踏まえ、民間事業者の活用や調査員報酬費の引上げ、郵送による調査の実施など、調査方法の見直しや調査員確保対策の充実を図るとともに、行政記録情報やビッグデータを活用し、国が基幹統計調査を実施することについて検討すること。

２１．選挙制度の適切な運用について

(1) 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、公職選挙法により規定されているが、未だ市区町村によっては複数の選挙区に分割されていることから、早急に選挙区の区割りを見直し、市区町村内における区域の分割を解消すること。

(2) 衆議院の解散による衆議院議員の総選挙は、解散の日から４０日以内に行うこととされているが、近年の選挙執行事務の実情を踏まえると、円滑な選挙事務執行を行

うためには最低限の準備日数が必要となる。

このため、都市自治体に配慮した選挙制度の運用となるよう選挙の適正な管理執行に支障が出ない準備日数を設けること。

(3) 期日前投票における宣誓書の廃止やＩＣＴを活用した電子投票の国政選挙への導入等、有権者の利便性向上や選挙事務の効率化を図ること。また、国政選挙への電子投票導入においては、必要な機器の導入経費等を執行経費の対象とすること。

２２．財産区議会議員選挙における供託金制度の適用除外について

議員のなり手不足が課題である財産区議会議員選挙においては、立候補者に供託手続きや供託金の負担を強いる供託金制度は、立候補への意欲を低下させる要因となるため、これを適用除外とすること。

第２号議案

地震・津波等災害防災対策の充実強化について

（東　海）

多大な被害が想定される南海トラフ地震をはじめ、台風や頻発する局地的豪雨に対する防災対策とともに、建設残土に起因する盛り土等による土石流災害対策などの強化は一層の急務となっており、様々な自然災害などから住民の生命と財産を守るため、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策は喫緊の課題であり、迅速かつ万全の対策が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．国土強靭化の推進について

国土強靭化施策を切れ目なく戦略的に推進するために、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」等の効果をふまえた国土強靭化実施中期計画の推進に必要な予算を別枠で確保することとともに、災害リスクや地域特性を考慮した予算配分とすること。

２．緊急防災・減災事業債制度等の拡充について

災害が激甚化・頻発化する中、都市自治体が厳しい財政状況下においても防災・減災、国土強靭化対策を長期にわたり着実に推進できるよう、緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債を恒久化すること。

また、市庁舎や避難所等の災害時の拠点施設においては、耐震化を実施した施設にあっても老朽化による建替えや部分的な修繕（屋根防水、外壁改修等）を対象とするなど、対象事業の拡充とともに財政措置の一層の充実・強化を図ること。

３．地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

南海トラフ地震の地震津波想定や台風による高潮等に対応した防潮堤などの防護施設を早期に整備すること。

４．河川改修・海岸保全事業等の推進について

(1) 激甚化・頻発化している大規模な水害を未然に防止するために、「河川整備計画（大臣管理区間）」に基づく河川改修整備事業及び継続的かつ安定的な河川維持管理事業について推進すること。

(2) 事前防災・減災対策として総合的な治水対策を計画的・継続的に進めるため、ハー

ド・ソフト両面からの浸水対策を強力に推進できるよう、十分な予算を確保すること。

(3) 準用河川等の流域治水への取組及び豪雨災害等浸水被害防止のための、小河川等の改修や内水ポンプ施設整備を計画的に実施できるよう、社会資本整備総合交付金事業の採択要件を緩和するなど、継続的かつ安定的に河川維持管理事業の推進を支援するとともに、準用河川等改修事業に対する十分な予算確保と補助対象要件の緩和を行うこと。

(4) 台風襲来時の高潮等による被害から、地域住民の安心・安全な暮らしを守るため、海岸浸食の防止に努め、海岸堤防の機能維持・確保を着実に図ること。

(5) 天竜川の治水対策及び遠州灘における浸食対策のため、土砂移動の連続性を確保し、浚渫等によるダム貯水機能及び河道掘削による治水安全度並びに養浜等による海岸防護機能の維持・確保を行うなど、天竜川流砂系総合土砂管理計画に位置付けられている事業を着実に推進すること。

(6) 一級河川雲出川中流部の整備については、流域関係者が協働して流域全体で被害を軽減させる流域治水を実践するため、河川整備計画に基づき堤防整備を推進するとともに、遊水地整備に伴う地役権設定などを進めること。

(7) 一級河川雲出川に係る改修については、本川の治水事業を強力に推進するとともに、中村川・波瀬川・赤川流域水害対策計画に基づき、本川からのバックウォーターの影響を受ける支川の治水対策を着実に推進すること。

5．土砂災害防止対策等の推進について

土砂洪水氾濫による災害への予防的対策として、砂防堰堤・遊砂地等の整備を重点的に進めるとともに、富士山火山砂防事業の促進や富士山が噴火した際の緊急時の減災対策を図ること。

6．広域避難に係る協力体制の構築について

大規模災害が発生した時、又は発生する恐れがある時、住民の安心・安全を確保するため、市域、県域を越える広域避難について、自治体間における協力体制を構築するよう図ること。

7．災害復旧・被災者支援に関する制度見直し等について

(1) 風害により被災した住家の被害認定調査については、地震や水害と同様に外観目視による第１次調査を導入し、被害認定調査及び被災者支援の迅速化を図ること。

(2) 風害に係る住家の被害認定基準運用指針における被害認定について、屋根や壁がなくなった際の実際の生活の困難さを考慮する等、現実に即した基準となるよう見直しを行うこと。

(3) 全国的に非木造の住家被害認定調査員が不足していることから、今後の災害に備え、非木造の住家被害認定調査員の育成を強化すること。

(4) 公費解体制度について、生活再建のため、大規模半壊・中規模半壊を含む半壊以上

の被害家屋についても解体の対象となるよう制度を拡充すること。

また、公費解体においては解体から処分、運搬まで都市自治体が発注した事業者が一括して請け負うこととなるため地域住民の個々の被災状況に合わせた柔軟な対応が難しいことから、地域住民の希望に沿った事業者の選択ができるよう公費解体における解体、運搬、処分について被災者が個別に選択できるよう制度を見直すこと。

(5) 災害等廃棄物処理事業の補助において発災日の年度内に事業が完了できない場合は翌年度まで繰り越しできるが、相続等の各々の事情により長時間を要するため、補助対象期間を延長するとともに、残置物の撤去も公費解体の対象とするよう制度を拡充すること。

(6) 被災した農業者が、被災前の水準で早期に営農が再開できるよう、農地利用率化等支援交付金における支援被害額の上限の撤廃を図ること。

(7) 被災した中小事業者が事業活動の再建に取り組む経費を支援する制度を創設すること。

８．森林法における都道府県知事の開発行為の許可に関する規定の強化について

森林法における「伐採及び伐採後の造林の届出等」が開発行為の規制を目的とした制度ではないことから、本制度を利用し許可を逃れる脱法的な開発行為が行われている。ついては、都道府県知事の開発行為の許可に関する規定を強化し、違法盛土や脱法的開発行為への対策を早急に検討すること。併せて、現行制度下における脱法行為防止に向けて、一層の啓発に努めるとともに、許可基準等の適正な運用を促すこと。

第３号議案

福祉・保健・医療施策の充実強化について

（東　海）

誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる地域社会の構築には、国と都市自治体が適切な役割分担のもと、地域医療の確保や少子化対策をはじめとした福祉・保健・医療施策の一層の充実強化と切れ目ない支援施策が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．国民健康保険制度について

(1) 安定的で持続可能な医療保険制度の実現のため、国の責任において、他制度との公平性を図った上で、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。また、制度の一本化が実現するまでの間は、都道府県が中心的な役割を果たす制度運用とするとともに、更なる国費の投入など、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講じること。

(2) 地方単独事業に係る国庫負担金等の減額措置を全面的に廃止すること。

(3) 国民健康保険制度の安定的な運営に向け、医療保険財政への影響を考慮した適正な薬価の設定等の対策を講じること。

(4) こどもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度については、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保し、対象年齢や軽減割合を拡大するなど、制度を拡充すること。

(5) 安定的で持続的運営ができるよう、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

２．少子化社会対策について

(1) 地域少子化対策重点推進交付金における結婚新生活支援事業は、少子化社会対策であることから、対象者が都市自治体の財政状況によることなく、等しく支援を受けることができるよう、事業を抜本的に見直すとともに、国が主体的に行う事業として位置付けること。

(2) 都市自治体が実施する不妊治療における利用者自己負担額（保険適用後の自己負担額を含む）に対する助成事業に関し、新たな助成制度を創設すること。

３．医療・介護・保育に係る人材確保対策の充実について

(1) 地域医療を担う医療機関、福祉現場への人材確保・定着のための財政支援を強化す

ること。

(2) 看護師、介護や保育現場の職員の処遇改善や業務負担軽減に資する制度の更なる充実を図ること。

(3) ハラスメント対策やメンタルヘルスケア等、働き続けられる職場環境整備への支援を充実すること。

(4) ナースバンクや広域的な人材マッチング、派遣・応援体制の全国的な仕組みの強化など、実効性のある施策の一層の充実を図ること。

4．保育士・幼稚園教諭等の確保について

(1) 保育現場を支える保育士の労働環境及び給与待遇は、依然として他産業や他の専門職、とりわけ同じエッセンシャルワーカーとして比較されることの多い医療分野の専門職（看護師等）と乖離があることから、これを改善し、地域で深刻化している極端な保育人材不足を解消するため、公定価格について、本俸基準額を看護師と同等の水準に再設定するなど、基本分単価の底上げを図ること。

(2) 保育所等における業務負担の軽減や働きやすい環境の整備のため、都市自治体が実施する保育士確保策や保育ＤＸの推進による業務改善に必要な財政措置の拡充を図ること。

(3) 幼稚園における幼稚園教諭の負担を軽減し、安全・安心な保育の提供体制を整えるため、保育所等における「保育補助者雇上強化事業」と同様に、幼稚園事業者が保育補助員を雇上するために必要な費用を支援する事業を創設すること。

(4) 企業主導型保育において、年度途中に増加する入所児童に対応する保育士等を、年度当初から配置する経費を支援する制度を創設すること。

(5) 食物アレルギー児に対する除去等食の提供が必要と認められる児童を受け入れ、適切な対応を行う保育所等に十分な財政支援を行うこと。

(6) 医療的ケア児を受け入れるために必要な看護師等を現場の実情に応じて配置できるよう、補助対象の拡大や要件の緩和、財政措置の拡充を図ること。

(7) 児童養護施設等における人材確保のため、「保育士宿舎借り上げ支援事業」と同様に、児童養護施設等の児童指導員、保育士等が宿舎を借り上げるための費用の一部を支援する事業について創設すること。

5．こども誰でも通園制度の実施について

こども誰でも通園制度の実施について、都市自治体の実施施設が適切な保育環境を整備し、安定的な事業運営を行うことができる給付費単価を設定すること。

6．幼児教育・保育の無償化について

(1) 幼児教育・保育の無償化について、自治体間の格差が生じることなく、誰もが安心してこどもを産み育てる環境づくりの実現に向け、全年齢に対し完全無償化を実施すること。また、必要な財源については、国の責任において全国一律の措置を講じる

こと。

(2) 幼児教育・保育の無償化において、3歳以上のこどもの無償化開始期間が利用施設によって異なるため、無償化開始の年齢を統一すること。

(3) 幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園預かり保育の需要が増加している。幼稚園預かり保育の利用料については、上限額を超えた分を原則保護者が負担することとしているが、保育の必要性の要件を満たした１号児と２号児との公平性を確保するため、利用者負担が生じることがないよう、幼稚園預かり保育に対する上限額を撤廃すること。

７．特定教育・保育施設の公定価格の見直しについて

特定教育・保育等の施設が効率的に運営できるよう、各種補助金を施設型給付費へ統合し、支給の一本化を図ること。

８．特定教育・保育施設に係る定員超過減算要件の緩和について

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等における定員超過減算要件については、従来までの連続する５年間から２年間に変更になったことで、定員数の調整が急遽必要となり、保育施設での受け入れ控えが発生し、更なる待機児童の発生に拍車をかけている。ついては、待機児童の発生した都市自治体については、経過措置期間を緩和するよう見直すこと。

９．子ども・子育て支援交付金について

放課後児童健全育成事業に係る交付金は毎年度増額されているが、基本額の児童数における区分は、年間開所日数２００～２４９日のクラブにおける１～１９人と２０人以上の区分しかなく、児童数が多いクラブでは十分な支援が得られず運営の負担が大きいことから、基本額における児童数の区分を増やし規模の大きいクラブに対する支援の充実を図ること。

１０．居住実態がない場合の児童手当の支給要件の見直しについて

児童手当の支給においては、住民票を残したまま海外居住をするなど、居住実態にそぐわない支給となることがあることから、住民票の有無によらず、居住実態に基づいた制度に見直すこと。

１１．保育対策総合支援事業費補助金について

保育対策総合支援事業費補助金については、予算不足を理由に大幅に交付額が減額され、その減額分を都市自治体が補填せざるを得ない状況となった。

ついては、質の高い保育の確保に支障が生じることがないよう、必要な財源を確実に確保すること。

１２．就学前教育・保育施設整備交付金について

施設設置主体によって交付対象が限定されることのないよう、「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」の交付対象要件を見直すこと。また、物価高騰対策として

追加補填を可能とする仕組みの整備及び柔軟な対応をすること。

１３．地域医療体制及び医師等確保対策の充実について

(1) 安心できる地域医療体制が存続できるよう、地方の医師不足と地域間・診療科間の医師偏在の解消、医学部偏在の解消と定員の増加などの対策を強化するとともに、指導医資格を有する医師が不足している総合病院に対し、指導医と研修医を一体的に派遣するなど、医師不足解消に向けて積極的な医師配置及び医療従事者の人材確保に向けた対策を講じること。

また、重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業については、年度当初の要望調査から内示までに時間がかかり事業の年度内完了が見込めず申請を断念するケースがあることから、補助金交付内示の時期を見直すなど医師が利用しやすい制度となるよう見直すこと。

(2) 新専門医制度による大都市への医師の偏在が危惧される上、医療圏域内でも、人口当たりの医師数に偏りがある中、公立病院等の使命である救急医療を適切に提供できる体制を構築するため、医師の地域偏在のない均衡配分に向けた支援を講じること。

(3) 総合診療専門医の確保に向けて、積極的な養成強化と医師の定着対策を講じること。

(4) 医師の働き方改革について地域医療の実情を踏まえながら、着実に対策を講じること。

１４．公立病院等の経営安定化のための支援について

(1) 地域住民の生命と健康を守る拠点である公立病院・公的病院等について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、物価高騰や賃金上昇及びそれに伴う委託料等の上昇など、社会経済情勢を適切に反映した柔軟な診療報酬改定や不採算部門への交付金、医療提供体制の維持に必要な緊急的な支援など、更なる財政措置と対策を早急に講じること。

(2) 救命救急医療（第３次救急）を担う公立の医療機関について、都市自治体の経営努力だけで経営していくことは非常に困難であるため、国等による緊急的な財政支援及び臨時の診療報酬改定による賃金や物価上昇を踏まえた更なる支援を行うこと。

(3) 医療依存度が高くなる人生の終末期において、身寄りがない方・社会的孤立者・生活困窮者の医療費の自己負担額の滞納が増加し医療機関の財政を圧迫することが予測されるため、医療機関への支援等の滞納対策を講じること。

(4) 病院事業に係る地方交付税措置について、普通交付税の病床割の単価を引き上げる等、地域の実情に応じた医療提供体制の維持に必要な十分な財政支援を拡充すること。

(5) 病院事業債について、建築資材・労務費の高騰を踏まえ、病院事業債の建築単価を

実情に即して引き上げるとともに、金利上昇による病院・自治体の負担を軽減するため、利子分を交付税措置の対象とするなど、支援制度を拡充すること。

(6) 建設単価の高騰や建設人材の不足等による建設費の上昇、医療設備の価格高騰が継続する中、老朽化した施設の建替えや医療技術の高度化に応じた最新設備の導入を進めるため、建替時の建設費に対する補助金の創設及び最新設備の導入に対する補助金の創設をすること。

(7) 医療機関が実質的な自己負担とし経営を圧迫する仕入れに係る消費税の課税方法について、「診療報酬への補てん方式」から診療報酬を課税とした上でゼロ税率等の「軽減税率方式」への転換による抜本的な見直しを行うこと。

１５．予防接種事業について

(1) 予防接種法に基づく定期予防接種に係る財源について、安定的な接種体制を確保し、自治体の財政力により地域間格差が生じることなく、接種を必要とする全ての国民が等しく予防接種を受けられるよう、地方交付税措置ではなく国庫補助金等により、全額国費で財政措置を講じること。

なお、やむを得ず都市自治体が接種費用を負担する場合については、Ｂ類疾病の定期接種においてはＡ類と同等の９割の地方交付税措置を講じること。

(2) 先天性風しん症候群（ＣＲＳ）対策を推進するため、妊娠を希望する女性及び妊婦の家族等が実施する予防接種に対し、必要な財政支援を図ること。

(3) 帯状疱疹は５０歳代以降で罹患率が高くなることから、帯状疱疹ワクチン定期予防接種に５０歳から対象者として追加すること。

(4) 小児を対象とするおたふくかぜの予防接種について、早急に国の負担による定期接種に位置付けること。

(5) 予防接種健康被害救済制度の医療費・医療手当申請について、申請者及び都市自治体の事務負担軽減を図るため、健康被害の認定申請と医療費等の給付申請に係る事務を区分し、最初に健康被害の認定申請を行うこととし、その結果に基づいて医療費等の給付申請を行うように改めるなど申請方法を見直すこと。

(6) 接種率の向上及び疾病のまん延予防を図るため、定期接種に係る制度変更がある場合は、都市自治体が十分な準備期間を確保できるよう、国において、その実施内容を早期に提示すること。

１６．全国統一基準によるこども医療費助成制度の創設について

全国の自治体が単独事業として実施している子どもの医療費助成制度について、人口減少社会への対策として本来国が全国一律に行うべきものであることを踏まえ、住む地域により受けられる医療サービスに格差が生じることがないよう、国の責任において全国統一基準による制度の創設と財政措置を講じること。

１７．予防接種事務のデジタル化について

(1) 国が推進する予防接種事務のデジタル化に関し、都市自治体が円滑に移行できるよう、医師会等の関係団体との合意形成に関する具体的指針を提示すること。また、予防接種事務のデジタル化に当たり、広域的な見地から都道府県が主体となって医師会等との調整・合意形成を主導できるよう、「予防接種事務デジタル化の手引き」等に明記すること。

(2) システムの導入費用及び運営に要する経常経費について、医療機関に対する公平かつ継続的な財政支援を行うとともに、その支援方針を早期に決定し、明確に示すこと。

１８．５歳児健康診査について

効果的な検診を確実に実施するために、医療・保険・福祉・教育の関係機関が連携したフォローアップ体制整備、デジタル活用や専門職等の人材確保においても補助対象とするとともに、実施に係る財源については全額国庫負担とすること。

１９．低出生体重児の家庭に対する助成制度の創設について

対象乳児を養育する家庭に対する更なる負担軽減を図るため、未熟児養育医療制度の保険診療外である母乳パック及び搾乳機の購入費や賃借料などを対象とした、新たな助成制度を創設すること。

２０．介護職員の人材確保に向けた支援について

(1) 介護職員の人材確保及び介護サービスの提供確保のため、他業種と比べて遜色のない賃金水準となるよう底上げを図り、更なる処遇改善等の措置を継続的に講じること。

(2) 在宅介護者に対し、通院等乗降介助の介護サービスを安定して提供できるよう、事業所の指定基準の緩和に加え、介護報酬の改定を行うこと。

２１．介護報酬の改定について

地域住民が必要とする介護サービスが継続できるよう物価上昇や運営コストの増加を考慮した介護報酬の適時適切な見直しを行うとともに、介護事業所の経営安定化に向けた支援策を講じること。

２２．過疎地域の訪問介護サービスにおける介護報酬の見直しについて

過疎地域の訪問介護サービスは、都市部に比べて効率が低く構造的な課題を抱えていることから、移動時間や距離を考慮するなど地域の実情を反映した算定方法に改めること。

２３．介護保険制度の見直しについて

(1) 介護人材の確保・定着を図るため、各サービスにおける基本報酬を抜本的に引き上げ、利用者や都市自治体の負担増とならないよう国庫負担割合の引上げなどの見直しを行うこと。

(2) 介護保険サービスの地域区分について、大都市圏と一体的な労働市場にある地域においては、人事院勧告による地域手当水準の妥当性に加え、実際の人材確保の状況や広域的な生活圏・通勤圏の実態を踏まえた見直しを行うこと。

(3) 中山間地域における在宅医療・介護サービスの地域格差を是正し、居住地によらず必要な支援が持続的に提供される制度とすること。

２４．介護支援専門員の確保と業務環境改善について

(1) 介護支援専門員は、介護福祉士等に比べ処遇改善が遅れているため、現状を是正し、専門性に見合った報酬体系を整備し、処遇改善を行うこと。

(2) 今後予測される要介護者に応じて必要な介護支援専門員数を把握し、資格取得・更新の柔軟化、キャリアパス支援を通じて人材確保と定着を図ること。

(3) 介護度改善や生活の質向上に取り組む事業所を評価・公表し、利用者が安心して事業所を選択できる仕組みを整備すること。

(4) 軽度者の介護予防では、家族や地域活動などインフォーマルサービスの調整が重要であり、介護支援専門員の労力が大きい。予防的支援を正しく評価する報酬体系と業務効率化を進め、予防支援に取り組める環境を整備すること。

２５．障害者支援の充実について

(1) 障害福祉サービスの現場における人材の確保・定着を図るため、生活介護サービス等の各サービスにおける基本報酬を抜本的に引き上げること。また、地域区分について、大都市圏と一体的な労働市場にある地域においては、人事院勧告による地域手当水準の妥当性に加え、実際の人材確保の状況や広域的な生活圏・通勤圏の実態を踏まえた見直しを行うこと。

(2) 障害者雇用の推進と障害特性に応じた働き方に対応するため、障害者テレワークオフィスの開設及び運営に対する支援制度を創設すること。また、持続的運営に資する人材確保・育成の体制整備について、支援措置を講じること。

(3) 特定相談支援事業所並びに障害児相談支援事業所を安定的に運営し、質の高い計画相談支援並びに障害児相談支援を提供することができるよう、基本報酬の充実を図ること。

２６．地域生活支援事業費について

(1) 申請額に制約が設けられているなど、地域生活支援事業費に係る交付申請手続きの抜本的な簡素化・見直しを図ること。

(2) 地域の実績やニーズの動向に応じ、柔軟な増額変更申請が可能となる仕組みを導入すること。

(3) 自立支援給付費と比較して著しく少なく、都市自治体の財政負担増となっている実態を改善し、持続可能な運営とするため、国庫補助基準額の大幅な引上げを図ること。

(4) 都市自治体に超過負担が生じることなく安定的に障害福祉サービスを提供できるよう、確実に財源を確保し、要綱に定められた補助率とすること。

２７．軽度・中等度の加齢性難聴者への支援について

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の加齢性難聴者の日常生活の質の向上と社会参加への阻害防止を図るため、加齢性難聴に関する実態調査を継続するとともに、補聴器の購入経費について助成制度を創設すること。

２８．歯周病検診の対象者の拡大について

歯周病を予防するため、歯科検診の受診機会を増やすよう、健康増進法に基づく歯周病検診の対象年齢を５歳刻みとすること。

２９．認知症患者への損害賠償請求支援制度について

認知症患者が起こした事故に対する損害賠償請求に対し、国による統一した支援制度を創設すること。

３０．無料低額調剤について

生活困難者が無料又は低額な料金で調剤を受けられるよう、院内処方だけでなく、院外処方の場合についても、第二種社会福祉事業（無料低額診療事業）の対象となるよう、法整備を行うこと。

３１．アスベストによる健康被害対策について

アスベスト健康被害について、国の責任において、中皮腫や肺がんのリスクを有する石綿ばく露の所見（胸膜プラーク等）のある者に対する健診の実施など、恒久的な健康管理システムの創設又は、健康管理制度を確立すること。

３２．高齢者世帯等における住宅用火災警報器設置普及制度の創設について

住宅用火災警報器の設置が義務付けられているが、金銭的負担、身体的負担により設置及び交換をしていない高齢者世帯等に対し、住宅用火災警報器の設置等が普及する制度を創設すること。

３３．高額療養費制度の見直しについて

高額療養費制度は、令和８年と令和９年の２段階で制度改正が行われるところであるが、制度の安定的な維持確保の観点から医療費の増大の抑制を図りつつ、保険者が変わっても多数回該当のカウントを引継ぐ仕組みの導入、合算可能レセプトに係る金額要件の見直しなど、被保険者等の負担に配慮した適切な制度設計を実施すること。

３４．老人保護措置費に係る支弁額等の基準について

国は、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額等の改定について各自治体で改定率を検討・決定するよう求めているが、市町村規模や人員などにより検討状況に差異が発生し、措置費改定を迅速に行うことができないため、国による老人保護措置費支弁基準を示すこと。

３５．持続可能な公的年金制度の構築について

受給者世代から現役世代まで、誰もが生涯安心して暮らせる給付水準が担保されるよう、最低保障機能の強化を含め、持続可能な公的年金制度を構築すること。

３６．マイナ保険証を活用した救急業務について

マイナ保険証の医療情報を救急搬送時に活用する際に、救急活動及び医療機関搬入後の医療提供の迅速化・円滑化のため、閲覧できる情報に傷病者本人の受診歴・診療情報等に加え、傷病者の緊急連絡先を追加すること。

３７．重層的支援体制整備事業（多機関協働事業等）の充実について

(1) 重層的支援体制整備事業交付金について、安定的かつ十分な財政措置を講じるとともに、制度や運用方針の変更を行う場合には、地方自治体の予算編成及び事業運営に支障が生じることのないよう、早期かつ明確に提示すること。

(2) 多機関協働事業等から生活困窮者自立支援制度を基軸とした新たな包括的な支援体制に移行するに当たっては、現在の多機関協働事業等の手法を踏襲できる十分な財政規模となるよう、生活困窮者自立支援制度の事業内容とともに財政支援を拡充すること。

(3) 新たな包括的な支援体制の整備手法が確立されるまで、厚生労働省が示した概ね１０年とする期間については、多機関協働事業等の補助基準額や補助率を下げることなく、安定的かつ恒常的な財政措置を行うこと。

第４号議案

都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について

（東　海）

住民が安全・安心に暮らすことができる快適な生活環境づくりと、活発な社会経済活動を支えるための都市基盤及び生活環境整備の充実強化が求められている。

また、地域の発展、雇用の創出のために産業振興施策の推進が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．社会資本整備総合交付金等の拡充について

(1) 道路整備及び市街地再開発事業等における社会資本整備総合交付金について、国土強靱化のみならず、地域活性化からの観点も踏まえた社会資本整備が計画的に進捗するよう、社会経済状況や地域の実情に即した適切な財政措置を継続するとともに、都市自治体にとってさらに活用しやすい制度となるよう拡充を図ること。

(2) 下水道事業における雨水対策として、雨水排水路、調整池、ポンプ場等の整備を推進するため、社会資本整備総合交付金事業及び大規模雨水処理施設整備事業の予算を十分に確保すること。

(3) 国土強靱化を一層推進し、社会の基幹的インフラである水道施設の耐震化等事業にかかる社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）について、十分な予算の確保、交付率の引上げ、施設及び緊急輸送路以外の老朽化した配水支管を補助対象に含めるなど支援制度の拡充を行うこと。

(4) 土地の取得に必要な不動産鑑定評価及び分筆登記に係る経費について、社会資本整備総合交付金の補助対象とすること。

(5) コンセッション方式（公共施設等運営権）における経営・改築・維持管理業務を一体的にモニタリングする体制確立とモニタリング業務の安定的な継続に向けて、社会資本整備総合交付金の交付対象を従来の改築対象工事だけでなく経営・維持管理を含めた業務全体とするよう拡充を行うこと。

(6) 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について、地方公共団体の要望額に対する配分率が低下することにより、事業進捗の遅れや地方公共団体の超過負担が発生することのないよう、十分な配分を行うとともに、物価高騰を踏まえた必要かつ十分な予算を確保すること。

(7) 社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）について、都市自治体が、古い木造住宅の耐震化や除却に対する補助金交付事業を今後も安定して実施できるよう事業実績に見合う水準の予算の確保と年度途中で追加配分がある場合には早期の交付決定を行うこと。

２．公共施設等適正管理推進事業債について

(1) 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の維持及び更新を計画的かつ着実に推進するため、令和８年度までとする事業期間の恒久化及び地方交付税措置率の引上げ並びに適債要件の緩和を図ること。

(2) 公共用施設だけでなく、庁舎などの公用施設も長寿命化事業等の対象として市町村役場機能緊急保全事業の対象事業への復活や、耐震化未実施を対象要件から外す等、対象事業の拡大を図ること。

(3) 急速な人口減少が進む地域において、補助対象財産の処分制限期間の短縮や用途変更・統合集約化・除却に係る要件緩和を図ること。

(4) 公共施設の除却（解体）のみに対する「除却事業」について地方交付税措置を講じること。

(5) 集約化・複合化について、集約化の規模に応じて地方交付税措置率が拡充する制度を創設すること。

(6) 集約化に伴う除却について、一時的な費用や業務量増大を軽減する観点から集約後５年以内とする対象要件を集約化施設数に合わせて除却年限を延伸すること。また、令和６年度以前に実施した集約化・複合化に伴い施設の除却を行う事業に対する経過措置を継続すること。

３．市街化調整区域内廃校学校跡地等に係る開発許可制度の特例的緩和について

市街化調整区域内に位置する、少子化等により用途廃止となった公立・私立の学校跡地（校舎・運動場）に限定し、周辺の環境保全に支障がない一定の用途への変更・開発について、地区計画の策定を要件としない新たな特例的開発許可制度を創設し、開発許可等に係る手続きの緩和・迅速化、用途変更に係る規制の見直し及び税負担軽減措置の導入を図ること。

４．都市再生整備計画関連事業の対象事業費の引上げについて

都市再生整備計画関連事業において、施設の整備に要する費用は１箇所２１億円が上限となっており、工事費ばかりでなく、補償費も高騰する中、全体事業費が増加しているため、計画的にまちづくりを推進できるよう、補助上限額を引き上げること。

５．地方都市における市街地再開発事業の促進について

民間主体の市街地再開発事業を促進するため、現行制度の更なる拡充や新たな補助制度を創設すること。

６．地籍調査事業の推進について

南海トラフ地震の発生が危惧される中、災害復旧の迅速化に有効な地籍調査事業を安定的・計画的に推進できるよう、積極的な予算の確保を図ること。

７．道路橋梁事業の整備促進等について

(1) 橋梁、トンネル、道路付属物等の道路メンテナンス事業について、継続的かつ十分な財政支援と技術的支援を行うこと。

(2) 地域の発展と緊急輸送路の機能強化や救急医療活動の支援など安全・安心な生活環境の確保を推進するため、伊豆縦貫自動車道全線の早期完成を図ること。

(3) 物流路線、災害時の緊急輸送路、地域連携の機能を持つ浜松湖西豊橋道路について早期事業化を図ること。

(4) 国道１５０号バイパス（南遠・榛南幹線）の未整備区間を早期に整備すること。

(5) 地域高規格道路金谷御前崎連絡道路（国道４７３号バイパス）の未整備区間を早期に整備すること。

(6) 富士山静岡空港へのアクセス道路となる主要地方道吉田大東線南原工区の全線開通に向け早期整備を図ること。

(7) 国道１号バイパスの４車線化未整備区間を早期に整備すること。

(8) 衣浦大橋（トラス橋）の老朽化と交通容量不足に対応する架け替え整備を計画的に実施できるよう、十分な予算措置を講じること。

(9) 生活に密着した道路等の整備に加え、大規模災害の発生に備えた避難路を含む道路網の整備、橋梁の耐震化、長寿命化による安全性・信頼性確保を図るため、安定的かつ確実な財政支援を図ること。

(10) 道路橋梁整備の事業促進を図るため、社会資本整備総合交付金事業の重点配分計画に該当しない整備計画についても必要な予算措置を講じ、十分活用できるよう確保すること。

(11) 厳しい財政状況の下、都市自治体が道路施設の改修を計画的に進めるには長期間を要することとなるため、着実に事業を推進できるよう対象事業の拡充並びに地方債資金の確保を図ること。

(12) 東海環状自動車道の開通時期が未定となっている養老ＩＣ～いなべＩＣ間について、工程を精査した上で新たな開通時期を早急に公表するとともに、安全に十分配慮しつつ工事を着実に進め、早期全線開通を図ること。

また、東海環状自動車道及び周辺道路ネットワークの整備並びに橋梁・トンネル・舗装等の予防保全を含む老朽化対策等が資材価格高騰や賃金水準上昇に対応する中でも計画的かつ安定的に進められるよう、道路関係予算は、所要額を満額確保すること。

(13) 北勢バイパスと鈴鹿四日市道路を一体的に整備することで、国道１号及び２３号の渋滞緩和が図られるとともに、災害時等における代替ルートが形成される。また、

沿線企業の設備投資や国際拠点港湾四日市港の更なる発展が期待されるため、より一層の事業推進を図ること。さらに、北勢バイパスの暫定２車線開通区間の速やかな４車線化を図ること。

(14) 鈴鹿亀山道路について、市街地に位置する産業集積地から高速道路までのアクセスが不十分であることから、物流効率の向上を図るため、早期整備を図ること。

(15) 新名神高速道路の三重区間について、車線減少による渋滞や交通事故の発生、物流トラックと乗用車の混在走行による物流効率低下を改善するため、６車線化の早期事業化を図ること。

(16) 都市計画道路汲川原橋徳田線について、通学路交通安全プログラムにおいて早期整備が必要な危険箇所に位置付けられており、歩道整備とともに車道の慢性的な混雑を解消し、物流の速達性や定時性を確保するため、早期の４車線化を図ること。

(17) 国道１号関バイパスについて、早期の全線事業化及び工事着手を図るとともに、周辺道路ネットワークの改善を図ること。

(18) 名神名阪連絡道路について、北陸自動車道、伊勢自動車道、京奈和自動車道等と一体となり、日本海から太平洋に至る南北軸を形成することによる広域的な交流・連携を促進し、地域の集積圏形成や魅力ある定住環境の創出につながることから、早期の事業化を図ること。

(19) 伊勢・鳥羽・志摩を結ぶ伊勢志摩連絡道路のうち、鳥羽市を経由し志摩市へ至る国道１６７号の未整備区間について、事業促進及び早期完成を図ること。

(20) 南海トラフ地震など大規模災害時の命の道であり、広域観光や産業振興、救急医療体制の整備促進を図るため、紀伊半島一周高速道路（近畿自動車道紀勢線）の整備促進及び暫定２車線区間の４車線化並びに紀伊半島アンカールート（国道１６９号奈良中部熊野道路）の早期整備を図ること。

８．無電柱化推進事業について

緊急輸送路の無電柱化等が計画的に図られるよう、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

９．港湾整備事業について

(1) 御前崎港西埠頭地頭方地区における多目的国際ターミナルの機能向上やクルーズ船の誘致のため、第２バースの早期整備を図ること。

(2) 三河港が更なる発展を続けていくため、臨港道路東三河臨海線の早期実現や公共岸壁及びふ頭用地等の早期整備を行うための港湾関連予算を確保すること。

１０．上水道施設に対する財政支援の拡充について

鋳鉄管更新事業の計画的な推進には多額の費用を要することから、水道水源開発等施設整備費補助（重要水道管路更新事業）の補助率を４分の１から３分の１に引き上げるとともに、補助対象施設を緊急輸送道路から緊急輸送道路以外の下に埋設されて

いる管路まで拡充すること。

１１．上下水道施設に対する財政支援の拡充について

(1) 持続的かつ安定的な上下水道施設整備事業に対する財政支援措置の継続・拡充を図ること。

(2) 激甚化する災害から上下水道施設を守るため、重要施設の耐震化に係る国庫補助制度の見直し、資器材高騰に対応した積算基準の改善及び補助要件の撤廃を図るとともに、包括的な地方財政措置の拡充など、上下水道施設の耐震化・老朽化対策に対する施策の抜本的な改革を図ること。

(3) 災害時の対応拠点となる上下水道事業に従事する職員の事務所など上下水道施設の耐震化等に対する新たな公営企業債を創設し、元利償還金を一般会計繰出金の対象とするとともに交付税措置を講じること。

１２．下水道事業について

(1) 住民の安全・安心な暮らしを持続するため、下水道事業における浸水・耐震化対策・老朽化対策など国土強靱化に必要な財源を継続的に確保するとともに、個別補助に係る要件の緩和や、点検・調査を含む老朽化対策事業への支援の拡充を行うこと。

(2) 令和９年度以降の汚水管改築に対する財政支援の要件となるウォーターＰＰＰ（水の官民連携）の導入について、調査・検討には時間を要し、市民に対する説明についても十分な時間を確保する必要があることから、当該要件化の見直し又は期限を延長すること。

(3) 公共下水道事業に対する国庫補助率及び補助要件を、流域下水道事業と同様とすること。

(4) 下水道未普及地域における汚水処理施設の早期概成を実現するため、令和９年度以降の整備事業に対する財政支援制度を継続すること。

また、地域に整備スケジュール等を誠実に説明するため、早期に、今後の下水道整備に向けた具体的な方針を示すこと。

(5) 下水汚泥の再生利用を継続的に実施していくためには、再生利用の運営に係る収支を改善し、下水道事業全般の安定的経営の確保が必要であるため、下水汚泥再生利用の運営に係る収支改善に資する支援を講じること。

１３．公園事業への支援について

社会資本整備総合交付金（公園施設長寿命化対策支援事業）について、地域の実情に応じた柔軟な整備や既存施設の機能向上の推進のため、２ｈａ未満の都市公園における施設整備事業を対象とすること。

また、長期のライフサイクルコスト削減やカーボンニュートラル達成に寄与する必要不可欠な改修について、採択要件を緩和すること。

１４．河川敷地内の都市公園における河川空間のオープン化について

営業活動に係る施設の占用が可能となる「河川空間のオープン化」が制度化されたが、本制度の適用には、河川管理者との綿密な協議、地域の合意形成のための協議会等の開催、都市・地域再生等利用区域の要望書の提出などの手続きを要し、調整を担う都市自治体（公園管理者）の負担が大きく、活用を推進しにくい状況となっているため、都市自治体が河川敷地を占用して都市公園を設置している場合、一般的な都市公園と同様に、イベント等による一時的な使用が円滑に行えるよう、河川敷地占用許可準則の改定を行うこと。

１５．都市公園以外の公園整備及び遊具の更新・修繕係る支援について

都市公園以外の公園整備及び遊具等の更新・修繕には補助制度がないことから、都市公園以外の公園整備及び遊具の更新・修繕に係る支援制度を創設すること。

１６．富士山静岡空港新幹線新駅設置について

首都圏と関西圏の中央に位置する富士山静岡空港と東海道新幹線との直結は国家的プロジェクトに値する重要課題であり、富士山静岡空港新幹線新駅の設置が早期に実現するよう、関係者に対し強く働きかけること。

１７．リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期全線開業について

リニア中央新幹線の東京・名古屋間の１日も早い開業を実現するため、様々な支援を継続して実施すること。また、２０３７年の全線開業に向けた円滑な事業推進と早期の駅位置決定・公表に向けて働きかけること。

１８．地域公共交通に対する支援について

(1) 公共交通機関の確保・維持のため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の財源を確保するとともに、補助要件の緩和や交付上限額の引上げなど弾力的な対応及び財政支援の充実強化を図ること。

(2) 運転士不足が深刻化していることから、運転士確保に資する待遇改善施策を構築すること。あわせて、地方が実施する運転士確保に向けた施策に対する新たな財政支援制度を創設すること。

(3) 広域的な交通ネットワークである鉄道路線の存廃協議は、運行する交通事業者や沿線自治体の固有の問題ではなく国土形成そのものの議論として、国が主体的に議論に参画する仕組み・体制を構築すること。

(4) 公共交通における自動運転技術の本格的な社会実装に向け、技術的支援の更なる充実を図ること。また、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）の補助率を令和６年度までの１０割に戻すとともに、実装後の運行維持経費等に対する新たな財政支援制度を創設すること。

(5) 市単独補助となっている同一市内を運行する路線について、新たな補助制度を創設すること。

１９．鉄道の駅の周辺における自転車等駐車場の維持管理に関する鉄道事業者の協力等

について

都市自治体等が設置する鉄道の駅の周辺における自転車等駐車場の維持管理に関し、鉄道事業者の費用負担を含めた積極的な協力が得られるよう関係法令の改正を行うこと。

２０．高速道路料金に関する割引制度の充実について

地域経済への経済波及効果が大きい観光産業の活性化を図るとともに、広域的な交流や都市間連携を促進するため、高速道路料金の割引制度を充実すること。

２１．交通安全プログラム事業に対する財政支援の充実について

生活空間の安全確保を着実に推進するため、社会資本整備総合交付金（防災・安全）の安定的な確保及び十分な配分を行うこと。

２２．改良住宅の譲渡に伴う補助制度の創設について

入居者の自立支援を進めるため、改良住宅の譲渡に当たって必要となる耐震診断、測量登記費用及び土地・建物不動産鑑定評価費用等に対する財政支援制度を創設すること。

２３．スマートウェルネス住宅等推進事業制度及び防災・省エネまちづくり緊急促進事業制度の継続及び拡充について

都市自治体が市街地再開発事業等を円滑に進められるよう、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金及び防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金を継続し拡充を図ること。

２４．公共施設のＬＥＤ照明化に係る支援制度について

令和９年１２月末をもって蛍光灯の製造及び輸入が禁止となることを踏まえ、脱炭素化の推進を図るため、公民館等の公共施設や保育園のＬＥＤ照明化を対象とする支援制度を創設すること。

２５．産業廃棄物処理施設の適正な配置に向けた取組の推進及び産業廃棄物最終処分場の設置に伴う負担軽減に向けた支援制度の創設について

(1) 産業廃棄物処理施設の設置許可に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条の２の運用について、特定地域への施設の集中による累積的な環境負荷を適切に評価するための判断基準を設けること。

(2) 産業廃棄物最終処分場の設置に伴う地域住民の負担軽減を図るため、被設置自治体に対する財政支援制度を創設すること。

２６．汚泥処理施設等に係る支援制度について

(1) 循環型社会形成推進交付金について、汚泥処理施設（浄化槽）の改修に関し、施設の設置主体や規模に拘わらず管渠及び排水桝も補助対象とするとともに、災害復旧に限定することなく、既存施設における浸水や停電等の災害対策事業、老朽化による更新についても対象とすること。

(2) 環境負荷軽減の観点から浄化槽設置整備事業を拡大させるため、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の補助対象要件を緩和すること。

２７．東日本大震災の災害廃棄物の処理支援について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入れに伴う最終処分場周辺の空間線量率、浸出水処理施設からの放流水中の放射性セシウム濃度の測定については、本来国の責務であるため、引き続き必要な財源措置を講じること。

２８．不法投棄防止対策について

違法な建設発生土の大量搬入や盛土造成と称した不法投棄の防止対策として、「廃棄物混じりの土砂」と「建設発生土」の処分方法について取扱基準を明確化すること。

２９．有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ）対策の推進について

(1) 有機フッ素化合物について、人体に及ぼす影響や環境中の挙動・残留性についての調査研究を加速するとともに、浄化対策技術の開発を促進すること。また、都市自治体が行う取組に対する財政支援措置を講じること。

(2) 有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ）が水質基準に追加されたことにより、新たに生じた水道事業者の負担に対する財政支援を講じること。

３０．太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等について

(1) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置や管理が適正に実施されるよう、発電事業者への事業計画作成時の地域住民に対する説明の確実な義務付けや防災、環境・景観保全等に係る関係自治体の意見を反映させる制度の創設など、必要な法令等の整備を行うとともに、地域に重大な影響を及ぼすおそれのある事業については、事業の停止を含め、地域の意向が適切に反映される制度となるよう必要な見直しを行うこと。

また、林地開発許可を含む各許認可について、太陽光発電設備等の強度に関し、豪雨等の自然災害に耐え得るものとなるよう基準を示すこと。

(2) 発電事業に係る過度な転売を抑制するとともに、事故、災害、設備放置その他の問題が発生した場合における責任の所在が明確となるよう、事業譲渡、地位承継等に関する制度の更なる適正化を図ること。

(3) 太陽光発電設備の撤去や廃棄が適正かつ確実に実施されるよう、適正処理に関する制度、発電事業の終了時に適正に対応するための仕組みなどを早急に構築し、実施すること。また、事故等が発生した場合の責任の所在が明確となるよう、過度な転売を抑制するなど、法整備を行うこと。

３１．環境配慮型トイレに関する支援について

山岳地域における自然環境保全のため、現行の環境配慮型トイレ整備に係る支援に加え、維持管理に係る支援制度を創設するとともに、環境配慮型トイレ設置・管理に係るコスト低減などの情報提供を行うこと。

３２．住宅市街地総合整備事業制度について

住宅市街地総合整備事業制度要綱における空き家対策総合支援事業に対する補助を除却のみ実施する場合でも対象とすること。また、活用を条件とする場合でも、その期間を１０年から５年に短縮すること。

３３．不良な生活環境（ごみ屋敷）対策について

住居及びその敷地において物が堆積又は放置されることで、悪臭が発生するなどの周辺の生活環境が損なわれる状態（ごみ屋敷）の発生の防止及び解消のための法整備を行うこと。法令では、対策に当たって支援を基本原則とすることを明示した上で、報告徴収、立入検査及び他機関への情報提供依頼並びに改善措置に関する指導、勧告及び命令を可能とする規定を設けること。

また、不良な生活環境を発生させた者が、経済的理由から堆積又は放置された物を片付けられない案件もあるため、これらの物を処理するための財政措置を講じること。

３４．相続人が不存在となる空き家の増加防止について

相続財産における管理者の不在を防止するため、相続放棄を行う際に財産管理人を選任する仕組みを義務化すること及び相続放棄者が次の相続人や財産管理人へ確実に財産を引き渡す制度が整備されるよう、所要の法整備を行うこと。

３５．農林業の振興施策の充実強化について

(1) 多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金について、交付対象者及び都市自治体の事務（申請・実績報告・確認等）の負担軽減を進め、併せてデジタル化の推進等、制度を継続的かつ円滑に活用できるよう講じること。

(2) 地形や地理的条件が不利な中山間地域において、担い手の農地集積に支障をきたしていることから、円滑な集積を後押しする施策を講じること。

(3) わさび苗の安定供給に不可欠な育苗施設の整備に対する財政支援の拡充を図ること。あわせて、わさび田が被災した場合の復旧に係る財政支援については、わさび田特有の立地等に配慮した財政支援となるよう、拡充を図ること。

(4) 安定的な燃料、農業資機材、肥料及び飼料の供給と高騰した資機材、肥料及び飼料に係る費用負担に対する支援を拡充すること。

３６．農地転用に係る手続きの緩和について

農地転用は優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一翼を担う制度であり、基礎自治体が総合的に担い、地域の実情に精通した指定市町村で取り組むことで、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。都市自治体における主体的かつ総合的なまちづくりを実現するため、また、地域全体の企業誘致などの経済活動を遅らせる要因とならないため、４ｈａ超の農林水産大臣協議を１０ｈａに緩和することによる転用審査の効率化及び迅速化を図ること。

３７．クロマグロの資源管理について

クロマグロの資源増加に見合う日本の漁獲配分の適正化を図るとともに、定置網の混獲回避技術の導入支援を充実するなど、漁業者に対する支援強化を図ること。

３８．商店街共同施設（アーケード等）の整備等に対する支援について

公共性の高い商店街共同施設であるアーケード、アーチ、街路灯等の新設・改修・撤去に対する支援制度を創設するなど、商店街が適切な維持管理を継続できるよう、必要な財政措置を講じること。

３９．特定鉱害復旧事業等基金（旧鉱物採掘区域復旧費補助金）の継続について

亜炭鉱廃坑による特定鉱害が発生した場合、特定鉱害復旧事業等基金（旧鉱物採掘区域復旧費補助金）を活用した復旧を進めているが、基金の期限が令和８年度末までとなっており、期限延長など継続的な制度を構築すること。

４０．熱中症対策に取り組む中小企業への支援について

(1) 資金面や人員面で制約のある中小企業に対する支援を強化するため、中小企業が熱中症対策を導入しやすいよう、新たな補助制度の創設や「エイジフレンドリー補助金（熱中症対策コース）」等の既存制度について、補助対象・補助率の拡充及び申請手続の簡素化を図ること。

(2) 中小企業の実情に応じた支援を行うため、専門家派遣・相談支援体制の強化を図ること。

４１．観光関連事業者の人材不足解消について

(1) 観光関連事業の生産性向上に寄与するため、従業員宿舎の整備について支援制度を創設すること。

(2) 外国語・文化芸術等の教育を充実することにより、即戦力となり、かつ高い収入を得られる人材を育成するため、サービス業に対応した高等専門学校等の教育機関を設置すること。

(3) 積極的に外国人人材を誘致すること。

４２．旅館業法の改正について

旅館業法の許可を得て簡易宿泊所の営業をしている貸別荘事業に起因した迷惑行為や騒音等により地域住民の生活が脅かされているため、住宅宿泊事業法と同様に住宅宿泊事業者に届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せに対し適切かつ迅速な対応を課すなど所要の法改正を行うこと。

４３．多様な就労困難者への就労系障害者福祉サービスの活用について

ひきこもりやニート、刑余者など、働きづらさを抱える障がい者以外の多様な就労困難者に対し、既存の就労系障害者福祉サービス（就労移行支援事業所等）を活用した就労支援ができるよう必要な制度改正を図ること。

４４．育成就労制度開始に伴う支援について

令和９年４月開始の育成就労制度に向けて、外国人住民を生活者として支え、地域

に定着してもらうため、多言語による相談体制の更なる充実や地域と外国人住民の双方向コミュニケーションを図るための日本語学習支援をはじめ、多文化共生施策の推進に際し、地域に合った必要な取組を実施できるよう十分な財政支援及び技術的支援を講じること。

４５．離島支援の隔絶性解消に向けて

離島地域では海を隔てる地理的条件による隔絶性により、医療や消防といった命や財産に関わる緊急事態においても移動が天候に左右されるほか、通勤、通学、買い物等の日常生活においても本土に比べ負担が生じることから、離島地域の根本的な隔絶性解消に寄与する伊勢湾口道路等の離島架橋実現も含め、離島住民が本土とできるかぎり遜色のない生活を送れるよう、都市自治体の施策に対する支援を講じること。

４６．火葬場整備事業に対する財政支援制度の創設について

道路、上下水道、公営住宅、病院及び学校等のインフラ整備事業に対しては国庫補助負担制度があるが、多くの住民にとって必要不可欠である火葬場整備に対しては、国による財政支援制度がなく、都市自治体の大きな財政負担となっていることから、増加する火葬需要に対応できるよう火葬場の新設及び既存施設の拡充に対して、早期に財政支援制度を創設すること。

第５号議案

教育・文化施策の充実強化について

（東　海）

少子化等の進行により教育行政を取り巻く環境は大きく変わってきており、これに対応して豊かで潤いのある社会を形成するとともに、次代を担うこどもたちの健全な成長を促していくためには、教育及び文化・スポーツ振興に係る施策の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．教職員等配置体制の整備及び財政支援について

(1) 教員の働き方改革及び処遇改善を促進し、学校現場における複雑困難化する諸課題に柔軟に対応するため、基礎定数の更なる改善を図り、正規教職員を増員するとともに、都市自治体が行う人的措置に対し財政支援を講じること。また、小規模の学校であっても、複式学級ではなく単学級での学校運営を行うことで、児童生徒に対して専門性の高い指導を行うことができるため、同様に基礎定数の更なる改善を図り、必要な教員数の確保及び配置を講じること。

(2) 特に業務量の増大が著しい教頭、養護教諭、栄養教諭及び事務職員の定数基準を抜本的に見直すとともに、児童生徒の心身の健康課題に対応するため、養護教諭の複数配置基準を大幅に緩和すること。また、学校給食では、食育の推進や保護者への対応並びに食物アレルギー等へのきめ細かな対応を図るため、栄養教諭や学校栄養職員の配置基準を見直すこと。あわせて、これらに伴う都市自治体の財政負担を軽減するため、国庫負担の拡充を始めとする更なる財政支援を講じること。

２．児童生徒への教育支援の充実について

(1) 特別支援学級において、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が実施できるよう、１学級８人の学級編制標準を段階的に６人程度に引き下げること。あわせて、学級数の増加に伴う必要な人的及び財政的支援を講じること。

(2) 特別な支援を必要とする児童生徒の増加に対し、教員、養護教諭、学校看護師、支援員、介助員等が適切に指導及び支援が行えるよう、人的及び財政的支援の充実を図ること。

(3) 外国人児童生徒の増加傾向に鑑み、日本語指導等、特別な配慮を要する児童生徒に対応するための通訳や支援員の拡充を行うとともに、支援員等を雇用する際の財政

支援を講じること。

(4) 小・中学校への就学・編入学のための外国人児童生徒や日本国籍の外国育ちの児童生徒を対象にした初期指導教室設置運営に対する財政支援を拡充・継続すること。

(5) 教室復帰の足掛かりとなる校内教育支援センター及び教育支援センターの支援員配置事業に対する財政支援を拡充すること。

(6) 不登校児童生徒数は全国的に増加傾向にあり、それぞれの事態に応じた柔軟な学びの場の確保が課題となっている。不登校児童生徒が利用するフリースクール等の民間施設が一定数存在しているが、利用料が高額となる場合が多いため、財政支援制度を創設すること。

(7) 複雑な家庭環境や様々な個別の背景を抱えた児童生徒に対応するスクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー等の専門スタッフの人的配置に対する財政支援制度を創設すること。

３．特別支援教育就学奨励費補助金制度の運用について

特別支援教育就学奨励費補助金は、令和７年度以降、前年度の執行率等を反映した交付決定となり、補助金の交付額が実績報告の事業対象経費に対して補助率を下回る状況となっていることから、実績に応じた交付を受けられるよう、制度の運用を見直すこと。

４．学校保健・食育推進体制支援事業の拡充について

現在、実施主体が都道府県及び指定都市に限られている「学校保健・食育推進体制支援事業」について、全ての自治体が児童生徒の健康課題に対応できるよう、実施主体に市町村を追加し、必要かつ十分な財源を確保すること。

５．小・中学校における遠距離通学に係る支援の拡充について

都市自治体が負担するスクールバス・ボート等購入費や遠距離通学費の一部を国が補助する「へき地児童生徒援助費等補助金」について、補助要件の緩和、補助対象経費及び補助限度額の拡充、補助率の引上げにより財政支援を拡充するとともに、十分な財源を確保すること。

６．ＧＩＧＡスクール構想に関する支援について

(1) １人１台端末や周辺機器等の追加、保守及び更新費、学習系ネットワーク、校務系ネットワーク及びモバイルデータ通信費、クラウド環境の更新整備費などランニングコストについて、地方負担のないよう、国の責任において必要な財政措置を継続的に講じること。また、モバイルデータ通信費がランニングコストの大部分を占めるため、通信事業者に対し、通信費を減額するための料金体系を整備するよう働きかけるとともに、地方交付税ではなく、補助金による安定的かつ継続的な財政支援を実施すること。

(2) 学習者用デジタル教科書の無償給与及び指導者用デジタル教科書購入への財政支

援を講じること。

(3) ＧＩＧＡスクール構想の進展に伴い、ＩＣＴ機器の維持・運用業務が教職員の大きな負担となっているため、ＩＣＴ支援員等の配置や、民間事業者への委託等の体制整備にかかる経費に対し、地方財政措置の拡充又は新たな支援制度の創設を図ること。

７．学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

(1) 学校施設の多くは老朽化し、施設改修は急務であり、また、児童生徒の安全で快適な教育環境を確保するとともに、地域の安全・安心を守る防災機能の強化と一体的に進めることが重要であることから、自治体が計画している全ての事業が整備計画どおり実施できるよう、必要な財源を確保すること。

(2) 義務教育諸学校の施設整備や防災機能強化及び各種環境改善事業に係る公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金等について、都市自治体が活用しやすい制度となるよう補助対象事業の拡大、補助期間の延長、補助要件の緩和や補助単価の引上げなど財政支援を拡充するとともに、確実な採択に向けて予算を確保すること。

(3) 配分基礎額が実際の工事費と比較して低い額となることが常態化しているため、算定基礎となる単価及び面積について、物価高騰や法改正への対応等、実態に合わせた見直しを行い、交付額を引き上げるとともに、実勢価格を反映した補助対象事業費の増額変更や追加交付を行うなど、柔軟な対応を講じること。

(4) 学校給食に係る施設整備について、一部改修や機器等の老朽化に伴う大規模な更新・改修についても補助対象とすること。

(5) 津波浸水想定区域外へ施設を移転する場合、用地取得費や土地造成費に係る財政支援制度の新設や学校施設建設費の補助率の引上げなど、更に有利な財政措置を行うこと。

(6) 災害時には指定避難所として活用される公立学校施設の屋内運動場等への空調設備設置や断熱性確保のための工事費に対する空調設備整備臨時特例交付金について、実情に即した基準単価及び交付金の算定範囲における上限額の引上げ並びに空調設備に係る電気及びガス料金等の運用コストについて、財政措置の一層の充実・強化を図るとともに、必要な財源を確保すること。また、指定避難所として指定されている私立学校体育館の空調設備整備について、私立学校施設整備費補助金の補助率引上げなど学校法人への財政支援を拡充すること。

８．中山間地域に所在する市立幼稚園への財政措置について

基準財政需要額の算出においては、中山間地域に所在する幼稚園のスクールバスや遠距離通園対策など、小・中学校及び義務教育学校で対象とする経費も対象とするなど、運営における非効率性を考慮した算出を行うこと。

９．幼稚園教諭宿舎借上げ支援について

幼稚園における教諭確保対策として、保育所等における「保育士宿舎借り上げ支援事業」と同様に、幼稚園事業者が幼稚園教諭用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援する事業を創設すること。

１０．学校給食に係る支援について

(1) 都市自治体の財政力等により地域間格差が生じないよう、中学校までの学校給食を国の責任において早期に完全無償化とし、恒久的かつ安定的な財源措置を講じること。

(2) 保護者負担の原則を定める学校給食法の規定の見直し等を含めた必要な措置を講じること。あわせて、完全無償化が実施されるまでの間、物価高騰に対する保護者負担軽減策を継続実施するとともに、「いわゆる給食無償化」は「完全無償化」ではなく抜本的な負担軽減であることを、国の責任において明確化し、正確な趣旨の周知徹底をすること。

(3) 令和８年度より小学校における学校給食費負担軽減制度が開始され、子育て世帯への大きな支援となっている一方で、長引く食材費やエネルギー価格の高騰により、現行の交付金による支援額では実際の運営費を賄えないことから、学校給食の質の維持と自治体による安定的な負担軽減制度の運営を継続するため、給食費負担軽減交付金の支援額については、物価高騰等の社会情勢を踏まえ、実態に即した十分な水準となるよう見直し・引上げを行うこと。

(4) 地場産品の活用等、都市自治体が独自性を発揮した給食を提供するための新たな財政支援制度を創設すること。

１１．スクールバスに係る支援について

学校再編により遠距離通学を余儀なくされる児童生徒の安全・安心な通学手段を確保するため、補助制度における遠距離通学の距離基準を緩和するとともに、スクールバスの購入経費や運行経費について恒久的な財政支援措置を講じること。

１２．いじめ防止対策等について

(1) いじめの未然防止及び早期対応等にはスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が即応できる体制が欠かせず、加えて、児童生徒・保護者とのカウンセリングを実施するだけではなく、教職員との情報連携が非常に重要であるため、配置時間の拡充に対する財政措置を講じること。

(2) 学校内外におけるいじめの未然防止・早期発見・早期対応を強化するため、ソーシャル・ネットワーキング・サービスやインターネット上の書き込み等を監視するネットパトロール等にかかる財政支援制度を創設すること。

１３．部活動の地域展開等に係る多角的な支援について

部活動の地域展開を推進し、過疎地域等の地域間格差を招くことなく、全てのこどもたちが公平にスポーツや文化芸術活動に自主的、主体的に取り組むことのできる持

続可能な活動とするために、地方スポーツ振興費補助金及び文化芸術振興費補助金について、補助金制度の継続並びに補助額の増額を図るなど、地方負担を前提としない十分な財政措置を講じること。また、指導者の確保や活動場所の整備・活用に関する支援など、都市自治体の実情に応じた国の協力体制を充実させること。あわせて、地域クラブの制度設計、参加に関する不安の解消、各種大会との整合性確保などについて、国による明確な方針を提示し、調整及び制度整備を進めること。

１４．文化財への支援について

(1) 国指定重要文化財建造物の修理費等、ハード事業には補助制度があるものの、日常の警備等に係る維持管理費用には補助制度がないため、国指定重要文化財建造物の散逸を防ぎ、保存と活用につなげるため、民間所有者に対する維持管理費用への国庫補助制度を創設すること。

(2) 個人所有の登録有形文化財は維持管理や修理に対する補助制度がないため、維持修繕の資金が捻出できず、登録を解除せざるを得ない状況が発生していることから、登録有形文化財の個人所有者に対する国庫補助制度を創設すること。

１５．地域スポーツ指導者の資格取得促進について

地域のスポーツ指導者の資格取得を促進するため、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、市町村競技団体に所属している指導者に対して地域スポーツ指導者資格取得促進に係る補助制度を創設すること。

１６．小学校における学校外プール施設を活用した水泳授業について

小学校における安全で質の高い水泳授業を実施するとともに、水泳指導及び学校プール施設の管理に当たる教員の負担軽減を図るため、学校外プール施設を活用した水泳授業外部委託に要する費用に対する財政支援制度を創設すること。

１７．学校図書館機能の十分な発揮に向けた取組について

(1) 司書教諭について、全校配置とすること。

(2) 司書教諭が司書業務に専念できる時間確保の取組を推進すること。

(3) 学校司書を義務教育費国庫負担制度の枠組みに組み込み、全校配置とすること。

(4) 学校司書の資格要件として、司書資格あるいは学校司書資格を新設することにより対応すること。